

## 選挙物品貸出要領

宍粟市選挙管理委員会

### 1 目的

市内の小学校、中学校、高等学校に対し、実際に選挙で使用している選挙物品を貸出し、児童・生徒が児童・生徒会役員の選挙などで投票等を身近に体験することによって、授業のみならず日頃から政治や選挙への関心を高めてもらうことを目的とする。

### 2 貸出物品

- (1) 投票箱
- (2) 投票用紙記載台

※ 貸出物品の設置方法や使用方法等の説明は、随時相談に応じます。

### 3 貸出対象

宍粟市内の小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）

### 4 貸出手続等

- (1) 貸出を希望する学校は、貸出希望物品・数量・貸出希望期間、使用目的等を事前に連絡し、別添様式による「選挙物品借用申込書」を、借用初日の1週間前までに提出する。
- (2) 次の事由に該当する場合は、貸出しを行わない。
  - ア 貸出物品の数量が不足するとき。
  - イ 選挙事務の執行に支障をきたすおそれがあるとき。
  - ウ その他、貸出しが不相当と認められる事由があるとき。
- (3) 貸出を行った場合であっても、次の事由に該当する場合は、貸出しを取り消し、又は停止する。
  - ア 緊急に選挙事務を執行しなければならない事情が生じたとき又はそのおそれがあるとき。
  - イ 貸出を受ける学校が保管又は使用に関し、選挙管理委員会の指示に従わないとき。
  - ウ その他、貸出しを続けることが不相当と認められる事由が発生したとき。
- (4) 貸出物品については貸出し後、学校の責任において管理し、使用後は速やかに返却する。
- (5) 貸出物品の運搬は、貸出しを受ける学校が行うものとする。

選挙物品借用申込書

年 月 日

宍粟市選挙管理委員会事務局

(申込者)

学 校 名 \_\_\_\_\_

担当教職員名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

次のとおり、選挙物品の借用を申し込みます。なお、申込書記載の使用目的以外の使用は行いません。

物品及び数量	<input type="checkbox"/> 投票箱 [ 箱] <input type="checkbox"/> 投票用紙記載台(高) [ 台] <input type="checkbox"/> 投票用紙記載台(低・車いす用) [ 台]
希望期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
使用目的	<input type="checkbox"/> 生徒会役員等の選挙(使用予定日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 政治・選挙に関する授業(使用予定日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他 ( )
対象生徒	<input type="checkbox"/> 全学年(生徒数: 人) <input type="checkbox"/> 学年別( 年生 生徒数: 人) <input type="checkbox"/> クラス別( 年 組 生徒数: 人)

※ □欄には、該当箇所にチェックをお願いします。

**【注意事項】**

- ・貸出物品の運搬は、貸出を受ける学校が行ってください。
- ・貸出物品の数量に限りががありますので、ご希望に添えない場合や選挙時に貸出できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。